

# 行橋市老朽危険家屋除却促進事業補助金交付要綱

平成 29 年 3 月 22 日告示第 28 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、予算の範囲内において、老朽危険家屋の除却に要する費用（以下「対象費用」という。）に関する補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、行橋市空き家等の適正管理に関する条例（平成 28 年行橋市条例第 25 号）、行橋市空き家等の適正管理に関する条例施行規則（平成 28 年行橋市規則第 35 号。以下「規則」という。）及び行橋市補助金等交付基本要綱（昭和 62 年 6 月行橋市告示第 35 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団
- (2) 暴力団員 暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員
- (3) 市内業者 行橋市内に本店若しくは支店、営業所等を有する法人事業者又は行橋市内の個人事業者

(補助対象建築物)

第 3 条 補助金の交付の対象となる老朽危険家屋（附属する門及び塀を除く。以下「補助対象建築物」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 行橋市内に所在するもの
- (2) 現に人が使用していないもの
- (3) 木造又は鉄骨造であるもの
- (4) 過半が居住の用に供されていたもの
- (5) 所有権以外の権利が設定されていないもの
- (6) 規則別表に掲げる家屋等の老朽度の判定基準に基づく各評点の合計点が 100 点

以上のもの

(7) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を超えて存するもの

2 前項の規定にかかわらず、特に市長が認めるものについては、補助対象建築物として取り扱うものとする。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象建築物の所有者及びその法定相続人とする。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 法人事業者

(2) 市税の滞納がある者

(3) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、対象費用に2分の1を乗じて得た額（以下「算定額」という。）とし、300,000円を上限とする。

2 前項に規定する算定額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（事前相談）

第6条 老朽危険家屋を除却しようとする者は、補助金の交付の可否について、あらかじめ担当課と協議を行うものとする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、行橋市老朽危険家屋除却費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 滞納の無い証明書(申請日から起算して3月以内に発行されたもの)

(2) 工事計画書（様式第2号）

- (3) 誓約書（様式第3号）
- (4) 老朽危険家屋の建築年及び所有者が確認できるもの（登記簿謄本の写し等）
- (5) 工事見積書（内訳明細の付いたもの）
- (6) 現況写真
- (7) 戸籍謄本（申請者が老朽危険家屋の所有者の法定相続人であることの確認が必要な場合に限る）
- (8) 委任状（申請者が委任する場合に限る）
- (9) その他市長が特に必要と認める書類  
（交付及び不交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があった場合は、速やかに内容を審査し、交付を決定したときは補助金交付決定通知書（様式第4号）により、不交付を決定したときは補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金交付の条件）

第9条 市長は、補助金の交付の決定をする場合においては、次に掲げる事項を条件として付するものとする。

- (1) 市内事業者による補助対象建築物の除却工事（以下「補助対象工事」という。）であること（ただし、第3条第2項により補助対象建築物として取り扱うものとされた場合を除く。）。
- (2) 補助対象工事が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事である場合は、同法第10条第1項に規定する届出をすること。
- (3) 特段の事情がある場合を除き、交付決定の通知を受けた日から起算して60日以内又は当該年度の1月末までのいずれか早い日までに補助対象工事を完了すること。
- (4) 補助対象工事完了後の跡地について、当該土地の所有者等である場合は、周

囲に悪影響を及ぼさないよう適正に維持管理すること。

(5) その他市長が特に必要があると認める事項

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、補助対象工事とはしない。

(1) 補助金の交付の決定前に着手した工事

(2) 建築物（長屋住宅を除く。）の一部を除却する工事

(3) その他市長が不相当と認める工事

（申請内容の変更）

第 10 条 補助金交付決定者が補助金交付申請の内容について変更しようとするときは、補助金交付申請変更承認申請書（様式第 6 号）を提出しなければならない。

2 前項に規定する変更の申請においては、変更の内容を示す書類を添付するものとする。

3 市長は、第 1 項に規定する変更の申請があった場合は、速やかに内容を審査し、承認したときは補助金交付申請変更承認通知書（様式第 7 号）により、承認しなかったときは補助金交付申請変更不承認通知書（様式第 8 号）により、申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第 11 条 補助金交付決定者は、補助金の交付申請を取り下げることができる。

2 前項の場合においては、交付決定の通知を受けた日から 30 日以内に、補助金交付申請取下書（様式第 9 号）を市長に提出することにより行わなければならない。

（実績報告書）

第 12 条 補助金交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、特段の事情がある場合を除き、30 日以内又は当該年度の 1 月末までのいずれか早い日までに、市長に対して、実績報告書（様式第 10 号）に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1) 工事請負契約書の写し

- (2) 工事完了写真
- (3) 工事代金領収書の写し
- (4) その他市長が特に必要と認める書類

(交付決定の取消し)

第 13 条 市長は、補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の内容の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第 9 条第 1 項に規定する事項に違反した場合
- (2) 第 9 条第 2 項に該当すると判明した場合
- (3) 第 11 条の規定による取下げがあった場合
- (4) 前条に規定する実績報告書が期日までに提出されない場合

2 前項に規定する交付決定の取消しは、補助金交付決定取消通知書（様式第 11 号）により通知するものとする。

(完了確認)

第 14 条 市長は、第 12 条の規定により実績報告書の提出を受けたときは、内容の適否を確認するものとする。

2 市長は、前項の規定による確認の結果、必要があると認めるときは、除却を適切に行うために必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(補助金の額の確定)

第 15 条 市長は、第 12 条の規定による実績報告書の提出があったときは、直ちに補助金の額を確定するとともに、補助金確定通知書（様式第 12 号）をもって補助金交付決定者に対して通知するものとする。

(補助金の請求)

第 16 条 補助金の確定通知書を受けた補助金交付決定者が補助金の交付請求をするときは、補助金の確定通知書受領後、速やかに市長に対して、補助金交付請求書（様式第 13 号）を提出するものとする。

(補助金の返還)

第 17 条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金返還命令書（様式第 14 号）をもって交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 提出書類の内容に偽りがあったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

（帳簿等の整備及び保管）

第 18 条 補助金の交付を受けた者は、補助対象工事に係る経費の収支の状況を明らかにする書類、帳簿等を補助対象工事が完了した日の属する年度の翌年度から 5 年間保管しなければならない。

（その他）

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。